

# 令和5年度 事業報告書

## 1 第32回柔道整復師国家試験の実施

柔道整復師法第13条の3の規定に基づく指定試験機関として同法第10条の試験事務を次のとおり行った。

- (1) 試験実施日 令和6年3月3日(日)
- (2) 試験地 北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府  
広島県、香川県、福岡県及び沖縄県
- (3) 受験手数料の改訂

柔道整復師法施行令の一部改定により令和5年9月29日付で柔道整復師国家試験の受験手数料が16,500円から23,900円に改定された。

### (4) 試験結果

区分	出願者数(名)	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
総数	5,694	5,027	3,337	66.4

## 2 柔道整復師の免許登録事務の実施

柔道整復師法第8条の2の規定に基づく指定登録機関として同法第6条の登録事務及び免許証の交付等の事務を次のとおり行った。

区分	新規免許交付	名簿訂正・ 書換交付	免許証 再交付	登録 消除	合格証明書 交付	英訳免許 証明書交付	免許 取消
取扱件数	2,021	599	211	12	0	9	1

## 3 柔道整復師国家試験の改善

国家試験問題の漏洩問題を踏まえて設置された「柔道整復師国家試験漏洩再発防止委員会」より令和5年6月27日付の委員会報告書を受け再発防止策を検討し下記のとおり実施した。

- ① 試験委員の兼業制限条項として(現職する養成校及び大学において最終学年は受け持たない等)国家試験事務規程に明記した。
- ② 柔道整復理論の試験委員の選出にあたり、限られた養成校に偏らないように公募制により選任することとした。
- ③ 試験委員の任期上限の短縮として柔道整復理論の再任上限を3期(6年)とした。またあいだを開けての再任は行わないこととした。

- ④ 試験委員の氏名公表により、受験する生徒指導に携わらない等、秘密保持の徹底を図ることとした。
  - ⑤ 不祥事のあった養成校等からの試験委員の選出を排除することとした。(期間は3期)
  - ⑥ 試験問題の作成委員と選定委員の分離を行い、漏洩リスクの低減を図った。
  - ⑦ 試験委員会で作問を検討する際に、読み上げずに黙読で精査した上で討論する事とした。
- また、スマホ等を含めた荷物を会議室に入る前に預かり会議室内に持ち込まないことと、委員会内での資料及びメモ用紙等は全て会議終了後に回収することを徹底した。
- ⑧ 国家試験に関わる漏洩が疑われる事案についての通報制度を設けた。
  - ⑨ 今後は、事犯発生校名と事犯概要の公表を行い、改善報告書を要求し学校監督所管庁に報告することとした。
  - ⑩ 試験委員に対しコンプライアンスの強化を図るとともに、関係養成校等に対してもコンプライアンス研修の実施について要請をした。

#### 4 認定実技審査の実施

##### (1) 認定実技審査員の派遣

各柔道整復師養成施設等の柔道整復実技及び柔道実技の教育水準向上と充実を図ることを目的に、柔道整復師養成施設指導ガイドライン（平成27年3月31日医政発0331第33号）に基づき認定実技審査員の派遣を実施した。

- ① 審査日 令和5年10月29日(日)、11月3日(金・祝)、11月5日(日)  
11月12日(日)、11月19日(日)、11月23日(木・祝)
- ② 受審者数 87校 3,035名
- ③ 認定実技審査員数

項目	必要審査員数	審査を行った審査員数
柔道整復実技	218名	210名
柔道実技	96名	96名
再審査	23名	23名
計	337名	329名

※なお、必要審査員数に満たない部分は1名を複数回派遣することで対応した。

④ 認定実技審査質確保のためのアンケート調査を実施

- ・受審者へ受審状況に関するアンケートを行った。
- ・養成施設へ派遣審査員の審査状況に関するアンケートを行った。
- ・派遣審査員へ養成施設の審査環境に関するアンケートを行った。

5 柔道整復師施術管理者研修会の実施

平成30年4月より柔道整復療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の届出の際、実務経験と施術管理者研修の受講が要件となった。

厚生労働省保険局長から「登録研修機関」の指定を受け、当該研修会を次の通り行った。

- |            |         |
|------------|---------|
| (1) 開催回数   | 8回      |
| (2) 受講申込者数 | 2, 537名 |
| (3) 受講者数   | 2, 516名 |
| (4) 修了認定者数 | 2, 494名 |

なお、新型コロナウイルス感染防止等を考慮してオンラインによる研修会を実施している。

令和5年度から新しいテキスト及び講義動画を使用して研修を行っている。

6 柔道整復師卒後臨床研修について

柔道整復師として、医学や医療の急速な進歩発展に対応するため、卒後の一定期間に外来施術に対応できる治療技術の習得、幅広い知識と高度な技術習得等を通じ資質の向上を図ることとして平成17年4月から実施し、平成29年度に終了した。

- (1) 卒後臨床研修修了者の氏名をホームページに公表している。

(掲載者数：累計 1, 265名)

7 健康柔体操指導者資格者について

健康柔体操指導者資格取得講習会は、高齢化を迎えて国民が健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせる明るい活力のある長寿社会を目指すため、柔道を基本とする「健康柔体操」を創作し健康増進を図る事を目的とし、平成4年度より5年毎に健康柔体操指導者資格取得講習会を開催して、これまでに6回実施された。

平成30年度の講習修了者は42名と減少しており、この講習修了者を対象に更新の希望があった20名に対し認定期間無期限(永久資格)の認定証を発行した。

(会議関係)

- |   |                   |     |                       |
|---|-------------------|-----|-----------------------|
| 1 | 理事会               | 4回  | (内財団又はオンライン3回、書面決議1回) |
| 2 | 評議員会              | 4回  | (内財団又はオンライン3回、書面決議1回) |
| 3 | 常務理事会             | 3回  | (内オンライン1回)            |
| 4 | 認定実技審査委員会         | 3回  | (内財団又はオンライン3回)        |
| 5 | 柔道整復師施術管理者研修実施委員会 | 1回  | (内財団又はオンライン1回)        |
| 6 | 試験委員会             | 12回 |                       |
| 7 | 試験総括者連絡会議         | 1回  | (内オンライン1回)            |

## 令和5年度事業報告の付属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する標記付属明細書には、事業報告の内容を補足する重要な施行はない。